



神奈川県

くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課

資料3

第4期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画 (骨格案・抜粋版)

～犯罪被害者等を温かく支える地域社会を目指して～

令和5年10月

施策の基本方向1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携

サポートステーションと関係機関との連携の一層の強化を図るとともに、認知度を高めるための効果的な広報の実施などにより、犯罪被害者等に必要な支援が着実に提供されるよう、体制を充実させていきます。

また、警察への被害の届出を躊躇している性犯罪・性暴力被害者からの相談を受け、適切な支援を行う「かならいん」では、サポートステーションと同様に認知度を高めるための効果的な広報を実施するとともに、相談や支援の充実を図っていきます。

さらに、犯罪等により死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合に、市町村等、関係機関とも連携し、迅速かつ円滑な支援を行います。

具体的施策（2）地域における支援体制の充実

① 市町村の取組支援の充実と連携の推進 重点的取組 5

- 各市町村における総合的対応窓口等と、サポートステーション、「かならいん」との連携を強化するとともに、情報提供や人材育成の更なる充実を通して市町村の取組を支援します。
 - ・ 条例制定や計画策定などについての情報提供
 - ・ 市町村担当者用ガイドブックの作成、研修などでの活用
 - ・ 市町村職員研修の充実
 - ・ 市町村犯罪被害者等支援主管課長会議、実務担当者会議の開催（情報交換等の実施）
 - ・ 支援提供にあたっての市町村の総合的対応窓口とサポートステーション、「かならいん」との連絡調整の推進
- 市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施し、県民、事業者等の理解促進を図るとともに、県と市町村が連携して犯罪被害者等支援に取り組む機運を醸成し、取組を進める市町村を後押しします。3
19の再掲)
- 県、県警察、民間支援団体と市町村で検討会を開催し、各自治体間での役割分担や、生活支援等の充実方策、利用が可能な各種社会保障・社会福祉制度等の情報を共有し、具体的な支援の際の個人情報に配慮しながら、県、県警察、市町村間の相互の連携方法を検討します。

具体的施策（３）支援関係機関の連携強化

② 個別専門的な支援体制との連携

個別専門的な支援体制において、それぞれの専門性を生かした相談、支援を行うとともに、必要に応じてサポートステーションや「かならいん」などと連携を図りながら、犯罪被害者等のニーズに沿った支援を提供します。

[個別専門的な支援体制とその概要]

<p>DV*被害への対応</p> <p>(*)DV:「DV(ドメスティック・バイオレンス)」という言葉は、直訳すると「家庭内の暴力」となりますが、この計画では「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者からの暴力」という意味で使用しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者等からの暴力に関する相談に応じるほか、自立をサポートする相談も行います。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、<u>被害者及び同伴児童等の一時保護、自立支援など</u>を行います。 ・ <u>法令に基づき、暴力の制止、被害者の保護等被害の発生を防止するため加害者に対する検挙、指導・警告及び被害者等への防犯指導、援助、関係機関の紹介、保護命令制度の説明、その他事案に応じた適切な措置</u>を行います。
<p>ストーカー被害への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者等の安全確保を最優先に対応をし、<u>加害者による法令違反が認められる場合には、事件検挙するほか、ストーカー規制法に基づく禁止命令や警告、援助等の必要な措置</u>を行います。

性犯罪被害への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>24時間対応の性犯罪被害者専用相談電話「性犯罪110番」</u>において、<u>原則、女性警察官が性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつ等）の被害者等</u>の相談に応じます。 ・ 電車内痴漢等迷惑行為相談所において、主に女性警察官が痴漢等に関する相談に応じます。 ・ <u>性犯罪被害者に対して、県警本部の心理員によるカウンセリングなど、各種支援を行います。</u> ・ <u>性犯罪捜査に携わる警察官（女性警察官を含む）</u>を性犯罪指定捜査員として育成・登録して運用することで、<u>性犯罪被害者の二次被害を緩和し、事件の早期解決を図ります。</u> ・ 性犯罪捜査に関する研修を開催し、捜査員等の資質向上を図ります。
セクシュアル・ハラスメント被害への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ かながわ労働センターが実施する労働相談において、職場の<u>セクシュアル・ハラスメント被害に悩んでいる方からの相談</u>に応じます。 ・ <u>県立総合教育センター内に設置した「県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口」</u>において、<u>被害を受けた県立学校児童・生徒、保護者等からの相談</u>に応じます。
いじめへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立総合教育センター教育相談課において、<u>学校生活、家庭生活、いじめなど様々な相談</u>に応じ、本人、保護者、教員等を支援します。 ・ <u>「24時間子どもSOSダイヤル」</u>を設置して、24時間体制で、<u>子どもの悩みに対する電話相談</u>を行います。 ・ <u>「中高生SNS相談@かながわ」</u>において、<u>いじめや様々な悩み等に関する中高生からの相談</u>に応じます。
<u>被害にあった子どもへの対応</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談電話「ユーステレホンコーナー」において、<u>子どもの非行問題、いじめ、犯罪被害等に関する相談</u>に応じるとともに、<u>精神的ケア等の支援</u>を行います。

<p>児童虐待への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・家庭 110 番を設置し、専門の電話相談員による子どものための電話相談を行うとともに、<u>「人権・子どもホットライン」</u>で、<u>子どもからの人権にかかわるような悩みの相談</u>に応じます。 ・ 児童相談所虐待対応ダイヤル 189 において、夜間を含む虐待通告に対応します。
<p>高齢者虐待への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>かながわ高齢者安心介護推進会議</u>において、<u>高齢者虐待に向けた課題を検討するとともに、高齢者施設等での自己点検の促進や、職員・県民に向けた普及・啓発に取り組みます。</u> ・ 市町村や地域包括支援センターの職員が<u>実践的な対応ができるよう、マニュアル作成や研修実施等の支援の充実を図ります。</u>
<p>障がい者虐待への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待の通報・届出や相談に応じます。
<p>暴力団被害への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「暴力団からの不当要求拒絶コール」において、暴力団等に関する被害などの相談に応じるとともに、<u>必要に応じて、被害回復交渉についての助言等の援助を行います。</u>また、(公財)神奈川県暴力追放推進センターや神奈川県弁護士会と連携し、事案の内容に応じて適切な解決がなされるよう支援を行います。
<p>悪質商法被害への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「悪質商法 110 番」において、悪質リフォームなどの訪問販売、<u>もうけ話を口実にして金銭をだまし取る利殖勧誘などの「悪質商法事犯」</u>や「<u>ヤミ金融事犯</u>」の相談に応じます。また、「消費者ホットライン 188」により消費生活相談を行っている市町村の消費生活センター等と連携して悪質商法被害に関する相談に応じます。
<p>交通事故被害への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察本部交通相談センターにおいて、交通事故に関する相談に応じます。 ・ 交通事故捜査に係る研修を開催し、捜査員等の資質向上を図ります。 ・ 神奈川県交通事故相談において、交通事故に関する損害賠償、示談、保険の請求等に関する相談に応じます。

施策の基本方向2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供

犯罪被害者等の多くは、思いがけず犯罪等にあったことで、直接的な被害に加え、事件による精神的ショック、身体的不調、医療費や生活費などの経済的問題、さらには、不慣れな刑事手続への対応、住居や雇用の確保など、様々な問題に悩まされ、日常生活に支障をきたします。

犯罪被害者等の負担が軽減され、早期に平穏な日常生活を回復することができるよう、犯罪被害者等が直面している問題に応じて、必要な支援をきめ細かく提供します。

具体的施策（1）経済的負担の軽減

① 経済的支援の実施 重点的取組 8

- 犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、被害にあったことで生じる医療費などの不測の経費等に対する経済的支援のあり方について検討します。
- より犯罪被害者等のニーズに沿った経済的支援の提供ができるよう、市町村の犯罪被害者等支援に係る取組支援や、各種社会保障、保健福祉及び医療制度など他の制度の活用も視野に入れ、関係機関との連携を強化します。

具体的施策（３）日常生活の支援

③ 自立支援等の実施

○ DV被害者の自立支援

- ・ DV被害者は一人ひとり異なった状況にあり、一時保護から自立をしていく過程で、精神的、経済的な問題をはじめ、住まいの確保、就労、子どものケアや就学など、様々な課題を解決する必要があります。一時保護中のDV被害者に関して、関係機関とのカンファレンス等を実施し、一人ひとりの状況に合わせた支援を実施します。また、同伴児童に関して保育の提供や学習の機会の保障、心理師によるアセスメントを行う等、関係機関や民間団体が相互に連携しながら、DV被害者の立場に立ち、自立した生活に向けた切れ目のない支援を行います。

○ 児童相談所における被虐待児童への支援

- ・ 児童相談所の一時保護所において、被虐待児童に対して、児童心理司等による心理的支援を行うとともに、教員OB等の学習指導員による学習支援を行います。
- ・ 児童被害者一人ひとりの状況による一時保護から自立までの過程で問題となる心理的、経済的な問題をはじめ、住まいの確保、就労、子どものケアや就学など、児童被害者の立場に立った切れ目のない支援を行います。

○ ひきこもり当事者への支援

- ・ 犯罪被害にあったことにより、ひきこもりの状況になった被害者に対して、ひきこもり地域支援センターによる相談・支援のほか、LINE相談を行います。

○ ケアラーに対する支援

- ・ 犯罪被害にあったことにより、介護や看病が必要となった家族などをケアしているケアラーからの相談に応じるとともに、ケアラーズカフェの情報提供等各種支援を充実します。

具体的施策（４）心身に受けた影響からの回復

④ 子ども・若者に対する相談、支援の充実

重点的取組

16

- SNSを活用した相談体制の構築を含め、犯罪被害について、子ども・若者が相談しやすい支援体制の検討、整備を進めます。また、「かならいん」において、小児科等を含めた医療機関との連携を強化し、支援の充実を図ります。子どもや保護者等からの相談対応に関する研修を充実・強化し、相談員の資質向上を図ります。
- 公認心理師等の資格を有する少年相談員が、犯罪等の被害にあった少年やその保護者の相談及び精神的ケアや立ち直り支援を行います。
- 児童相談所の相談業務において、虐待を受けた児童等に対して、児童心理司等によるカウンセリング等の心理的支援を行います。
- 子どもたちが抱える困難に対応するため、すべての公立中学校（政令指定都市を除く）や県立高等学校、中等教育学校にスクールカウンセラーを配置し、中学校区内の小学校を含めた児童・生徒へのカウンセリングや保護者等への助言などを行います。また、スクールカウンセラーへの専門的な助言を行うスーパーバイザーを県教育委員会へ配置するとともに、アドバイザーを教育事務所等に配置するとともに、スクールカウンセラーへの助言や指導を行います。
- 私立学校に対しては、「人権同和研修会」を通じて、学校内のカウンセリング体制の整備に関する情報を提供します。
- 社会福祉に関する専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを各教育事務所、県立高等学校、中等教育学校に配置し、関係機関と連携しながら、児童・生徒の置かれた環境に対応した支援を実施します。また、スクールソーシャルワーカーへの専門的な助言を行うスーパーバイザーを県教育委員会に配置するとともに、教育事務所に配置したアドバイザーから市町村へ指導・助言を行います。
- 子ども・若者総合相談センターでは、犯罪被害により支援を必要とする子ども・若者とその家族からの相談に応じ、状況に応じた問題の整理や解決の筋道を立て、必要な情報を提供したり、地域における適切な機関につなぐなどの支援を行っています。また、電話や来所による相談のほか、「子ども・若者総合相談LINE」により、子ども・若者が相談しやすい環境を整備します。

施策の基本方向3 県民・事業者の理解の促進

犯罪被害者等の多くが、二次被害に苦しめられています。こうした状況を改善するためには、県民や事業者、支援関係者をはじめ、犯罪被害者等が日常的に接する様々な人々が、犯罪被害者等の置かれた状況や痛み・苦しみなどについて理解し、できるところから支援をするなど、犯罪被害者等を温かく支えることが必要です。

犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向けて、県民や事業者が、犯罪被害者等の置かれた状況や支援の必要性などについて、理解を深める取組を進めます。

具体的施策（1）県民・事業者の理解の促進

⑧ 「生命（いのち）の安全教育」の推進

- ・ 児童・生徒等が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解したうえで、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目的とした「生命の安全教育」を実施します。